

募集：内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）付企画官

人工知能（ＡＩ）の技術進捗、社会実装の速さに伴い、経済安全保障上のリスクの高まりを踏まえた、ＡＩ法制の検討を行う必要があるところ、ＡＩ法制に関する企画立案や総合調整などの業務でご活躍いただける方を求めています。

任期付職員の募集について

内閣府では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官

政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）付企画官

併任 科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当）付企画官

併任 人工知能政策推進室企画官

※職位は採用者の経歴を勘案し決定

2. 政策統括官（経済安全保障担当）の概要

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）（以下「経済安保室」という。）では「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）に基づく制度の企画立案・運用、関係機関との調整、本制度に関する有識者会議に係る事務等を行っております。

3. 職務内容

- ① 高性能ＡＩの登場などに伴うＡＩの経済安全保障上のリスクへの対応方策の検討
- ② ①の結果を踏まえつつ、従前のＡＩ関連の法制度をレビューし、ＡＩの技術進捗、社会実装の速度を踏まえた適切なＡＩ法制の検討
- ③ その他上記に関連する国内外のＡＩ開発・提供企業、関係省庁やＡＩセーフティインスティテュート（ＡＩＳＩ）等の関連機関、諸外国の関係行政機関等との意見交換や調整等に係る業務に関すること

4. 募集人数

１名

5. 募集対象

弁護士資格を有する者で、弁護士としてＡＩに係る業務に関する実務経験を一定以上有し、それらに関する高度な専門的知識を有する者

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承下さい。

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、常勤の国家公務員として採用

7. 給与

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律等に基づき支給

8. 身分・服務

一般職国家公務員・国家公務員法を適用

9. 雇用期間

採用日から令和9年3月31日まで（業務状況によって任期更新もあり得る。）

10. 採用予定日

令和8年11月1日（予定）

（採用日については、令和8年11月1日以降で調整の上、決定いたします。）

11. 勤務時間・休暇

勤務時間等：週5日（月～金）（土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

原則として午前9時30分から午後6時15分。必要に応じ超過勤務あり。

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰り越し可。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

12. 勤務地

内閣府庁舎

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

13. 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販の用紙で可、顔写真添付）

イ 志望理由書（A4横書き、1,000字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの。A4横書き。）

エ 募集対象としている知識あるいは経験の有無を評価できるもの（例：修了証書の写し、推薦書等）

※ 応募書類は返却いたしません。書類は選考のみに使用し、当方にて責任をもって廃棄します。

(2) 提出方法

郵送（封書に「任期付職員（AI担当）応募書類」と朱筆のこと。）

(3) 提出先

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局参事官（総括担当）付 莊司（ショウジ）

(4) 提出締切り

令和8年10月2日（金）必着（持ち込みは不可）

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

15. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を身分証明書として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

16. 問合せ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局参事官（総括担当）付

担当：荘司(ショウジ)

電話：03-5253-2111(内線 36311)

17. アクセスマップ

